

つくば市役所グリーン購入推進方針

1 目的

持続可能な社会構築のためには、製品やサービスの調達に伴う環境負荷の低減に努め、環境に配慮した製品やサービスに需要転換を促進する必要があります。

グリーン購入はこれらの環境に配慮した製品やサービスの市場形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場へもたらします。

このような中、2000年5月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」では、地方自治体においても環境物品等の調達の推進に努めることとされました。

これらのことを踏まえ、つくば市役所でも調達方針を定め、環境物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進します。

2 物品等調達の基本的な考え方

物品等の有効利用に努めることを第一とし、調達に当たっては環境負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入するため、以下について考慮することとします。

(1) 必要性の考慮

必要性と適正量を十分に検討し、調達総量を最小限に抑えます。

(2) ライフサイクルの考慮

資源採取から廃棄までのライフサイクルにおける環境負荷のうち、以下の事項について考慮します。

ア 環境や人の健康に影響を与える物質の使用や排出が削減されていること。

イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。

ウ 天然資源を持続可能な方法で採取し有効利用していること。

エ 長期の使用ができること。

- オ 再利用が可能であること。
- カ リサイクルが可能であること。
- キ 再生材料や再利用部品を用いていること。
- ク 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

3 対象物品等

環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に記載されている品目から「公共工事」を除いた品目をグリーン購入の対象とします。また、対象品目のことを「特定調達品目」と定めます。「特定調達品目」の調達に当たっての判断基準は「調達の手引き」に記載のとおりとします。

4 物品等の調達方法

(1) 原則として「調達の手引き」の「判断の基準」を満たすものを調達します。

なお、調達の際に仕様書を伴う場合は「つくば市役所グリーン購入推進方針」に適合した物品等を納入する旨を明記し、「判断の基準」を添付します。

※「判断の基準」について

「調達の手引き」の「判断の基準」は、環境省が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」に準じており、メーカーの商品カタログ等に「グリーン購入法適合」と表示された商品は、つくば市の「判断の基準」に適合した物品（以下「グリーン購入適合品」という。）とみなします。

(2) グリーン購入適合品を調達できない場合は、「グリーンマーク」「再生紙使用マーク」等の環境ラベル製品等（別紙「環境ラベル一覧」参照）を調達することとします。

(3) 品質や価格等から(1)または(2)による調達が困難な場合は、それ以外の物品等を調達できることとします。

(4) 「特定調達品目」以外の品目の調達についても、「グリーンマーク」「再生

紙使用マーク」等の環境ラベル製品等を調達するように努めることとします。

- (5) 委託事業において受託者が調達する場合も、本方針に沿った調達を求めるものとします。

5 運用管理

- (1) グリーン購入推進方針の運用管理は、「つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進・点検体制により行います。

- (2) 調達担当者は、対象品目を調達した都度、調達状況を「庁内情報システム」の「グリーン購入システム」に入力して、所属長の決裁を受けます。

また、電子決裁ができない出先機関については、調達の都度、調達状況を「グリーン購入状況報告書」（様式1）により所属長へ報告しその後「グリーン購入システム」に入力します。

- (3) 環境政策課で年間調達実績をホームページや環境白書で公表します。

- (4) 「調達の手引き」は、物品等の普及状況を勘案して、適宜見直しを行います。

6 目標

「特定調達品目」における「グリーン購入適合品」と「環境ラベル製品」の調達割合100%を目指します。

7 適用範囲

つくば市役所全ての組織について適用します。

8 施行

平成18年1月1日施行

平成23年4月1日改定

平成24年4月1日改定

平成25年4月1日改定

平成28年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和5年4月1日改定